

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案 概要

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずることとするもの。

### 1. 所得制限の撤廃

高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃すること。

※ 現行の所得制限の基準額（目安）は、年収約910万円（政令事項）

### 2. 支給限度額の加算の変更

高等学校等就学支援金の支給限度額の加算について、全国の高等学校等の授業料の額を勘案したものとする。

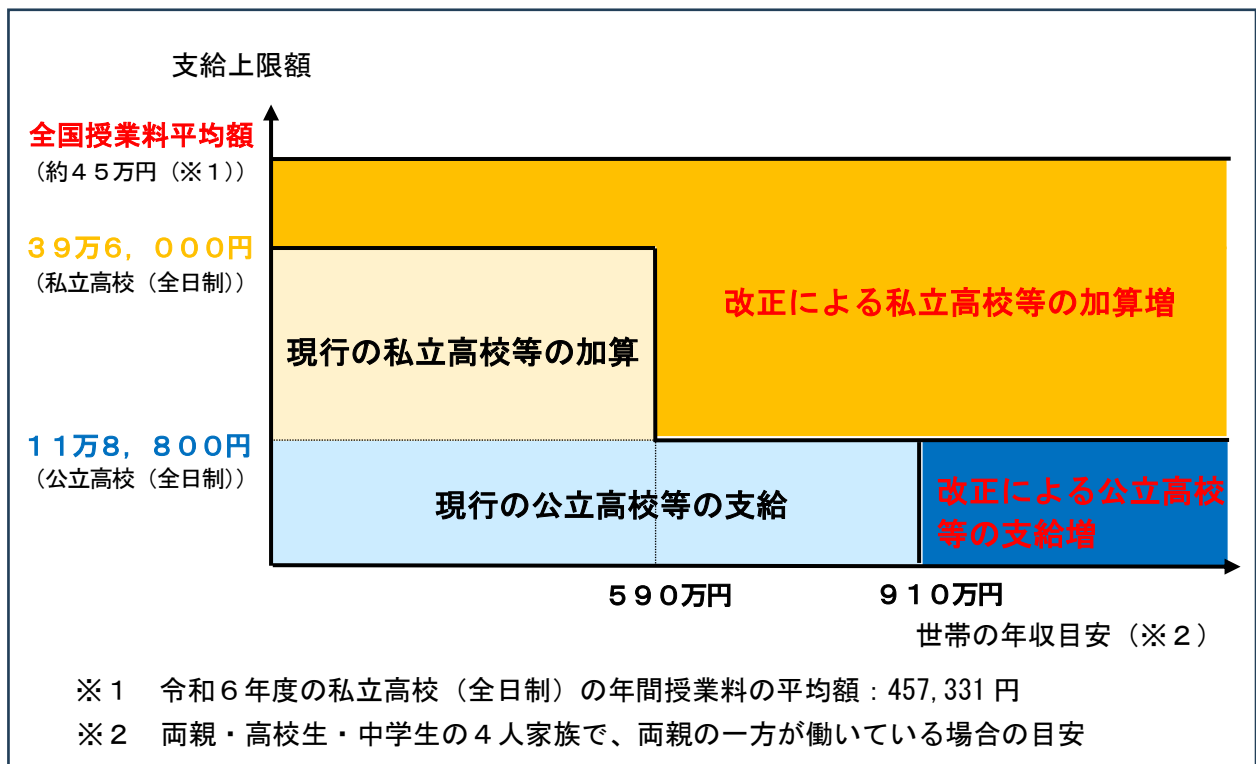
※ 私立の高等学校等（全日制）の場合、約45万円（年額）に引き上げることを想定（政令事項）

※ 授業料が支給限度額に達しない場合は、授業料を限度として支給

### 3. 検討

政府は、速やかに、高等学校又は中等教育学校の後期課程の通信制の課程に在学する生徒等に係る経済的負担の更なる軽減に係る方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### <支給額のイメージ>



（令和7年4月1日から施行）

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を削る。

第五条第二項中「であつて、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるもの」を削り、「額に」の下に「、次項の政令で定める高等学校等の授業料の月額その他の事情を勘案して」を加える。

第九条を次のように改める。

## 第九条 削除

第十六条及び第十七条を次のように改める。

## 第十六条及び第十七条 削除

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣）」を加え、「その保護者等」を削る。

第十九条中「、第十七条」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 令和七年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

### (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### (検討)

第四条 政府は、速やかに、高等学校又は中等教育学校の後期課程の通信制の課程に在学する生徒等に係る経済的負担の更なる軽減に係る方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の項中「第十七条」を削る。



## 理由

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする措置を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三千億円の見込みである。



◎高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受給資格）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（就学支援金の額）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者に対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に、次項の政令で</p>	<p>（受給資格）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（就学支援金の額）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるも</p>

定める高等学校等の授業料の月額その他の事情を勘案して政令で定める額を加えた額」とする。

3  
〔略〕

第九条 削除

第十六条及び第十七条 削除

の)に対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3  
〔略〕

(支払の一時差止め)

第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

第十六条 削除

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。)に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

(報告等)

第十八条 都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就

(報告等)

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、

学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 [略]

（事務の区分）

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 [略]

（事務の区分）

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)
事務	第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

法律	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)
事務	第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務